

[別紙1]

鳥取県ECMO(エクモ)チーム等養成研修事業 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業実施予定日の20日前まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは: 研修を受講あるいは実施した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

県は実績報告書の提出を受けてから原則20日以内に補助金額を確定し、その旨を補助対象者に通知します。確定通知を受けた補助対象者は、口座振込依頼書を県に提出してください。県は口座振込依頼書の提出を受けた後、速やかに補助対象者の口座に補助金の振込を行います。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部健康医療局医療政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7207 iryouseisaku@pref.tottori.jp